

定 款

令和 7 年 10 月 21 日 作成

一般社団法人日本特殊製法塩協会

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本特殊製法塩協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 多様化する食文化と消費者のニーズに対応すべく特殊製法塩ならではの価値を更に確たるものとし、品質向上を図るとともに調査研究及び普及啓発を行い、業界の健全な発展とともに国民（消費者）食生活の向上に寄与することを目的とし、以下の事業を行う。

- (1) 特殊製法塩製造の改良発展に資するための調査研究
- (2) 特殊製法塩の品質向上に関する調査研究
- (3) 特殊製法塩に係る国民食生活の改善に関する調査研究
- (4) 特殊製法塩の国民に対する啓発及び宣伝
- (5) 特殊製法塩の価値向上と消費拡大に関する調査研究
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会 員)

第5条 当法人の会員資格を有する者は、次のとおりとする。但し、食用に限る。

- (1) 特殊製法塩等の製造を業として行う者
 - (2) 塩特定販売又は特殊用塩特定販売を業として行う者
 - (3) 自社ブランドの特殊製法塩等の販売を業として行う者
 - (4) 上記以外の者で当法人の目的に賛同した者
- 2 会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）」上の社員とする。
- 3 当法人は特殊製法塩に関係するものを準会員とすることができる。準会員の扱いについては理事会の決議を経て会長が別に定める。

(入 会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 当法人は、前項の規定による入会申込みがあった場合は、不当に入会を制限してはならない。
- 3 当法人の会員になろうとする者は、入会に際し、会費を納入しなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、会費として当法人の事務費、その他経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、正当な理由がない限り、これを返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、当法人を退会しようとするときはその旨を会長に届けて、退会することができる。

2 会員は、前項の規定により退会しようとするときは、退会の3か月前までにその旨を、書面又は電磁的記録をもって理事会に予告し、かつ、当法人に納入すべき会費、負担金その他の経費のうち未納のものを完納しなければならない。

3 理事会は、前項の規定による退会の予告を受けたときは、不当に退会を制限してはならない。

4 会員は、第1項の場合のほか、次の理由により当法人を退会するものとする。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 廃業又は解散

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当すると認めたときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、会長はその社員総会の開催日の10日前までに、当該会員に対してその旨を書面又は電磁的記録でもって通知し、かつ、社員総会で弁明の機会を与えるものとする。

(1) 正当な理由なく会費を滞納したとき

(2) 当法人の事業を妨げる行為、その他当法人の目的に著しく反すると認められる行為があったとき

2 会長は、前項の規定による決議があったときは、除名の理由を明らかにした書面又は電磁的記録をもってその旨を当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 当法人を退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の会費その他拠出金等一切の資産について返還を受けられないものとする。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更及び会費規定の改定

- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員の選解任
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

- 第14条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。
- 2 通常社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上又は監事から社員総会の目的たる理由を付して請求があったとき。
 - 4 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(招 集)

- 第15条 社員総会は、会長が招集する。
- 2 社員総会は、少なくとも開催日の14日前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録をもって通知して行う。
 - 3 前条第3項第2号の規定による場合は、会長はその請求のあった日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。

(議決権)

- 第16条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第17条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 解散
 - (3) 定款の変更
 - (4) 監事の解任
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面又は代理人による議決権行使)

- 第18条 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的記録又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面又は電磁的記録は、総会の日の前日までに会長に到達しないときは無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面又は電磁的記録を会長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、総会における議長が署名し、押印するものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 代表理事をもって会長とし、副会長を2名選任することができる。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事及び役職の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 事務局長は、理事会の委任を受けて、会長及び副会長と協議し、当法人の職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成し、その結果を社員総会に報告する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、その役員に対し、社員総会において弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬等)

第26条 役員には報酬を支払うことができ、その額は、別に定める役員給与規則による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議によって定める。

(顧問)

第27条 この法人に、理事会の承認を得て若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、当法人の運営に関し、会長又は理事会の諮問に対して意見を述べることができる。
- 3 顧問には、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(权限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
 - (2) 当法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、事務局長の選任及び解職
 - (5) 諸規定の制定及び改廃
- 2 理事会は、前項第4号の役職の再任を妨げない

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、少なくともその開催日の7日前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録をもって通知して行う。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。

- 2 議事録には代表理事及び出席した監事が署名し、押印するものとする。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産及び経費)

第37条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、経費は、資産をもって支弁する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金、その他の収入

(事業計画及び予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び収支計算書類、並びにこれらの附属明細書を作成し、遅延なく監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、通常社員総会において承認を得るものとする。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって、決議することにより変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 当法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって決議すること、その他法令に定める事由により解散する。

2 当法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(委任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、理事会が定める規則による。

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 又吉 元榮

鈴木 恵

貞永 憲作

石丸 一三

関 真典

設立時代表理事 又吉 元榮

設立時監事 山本 博

設立時監事 多田 佳嗣

(設立時社員の名称及び住所)

第46条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

株式会社青い海	(沖縄県糸満市西崎町四丁目5番地の4)
株式会社天塩	(兵庫県赤穂市坂越390番地)
日本食塩製造株式会社	(川崎市川崎区夜光三丁目3番3号)
伯方塩業株式会社	(愛媛県今治市伯方町木浦甲841番地)
マルニ株式会社	(大阪府八尾市若林町二丁目4番地)

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第47条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

主たる事務所 東京都中央区銀座八丁目11番5号正金ビル

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。